

令和元年度

事業概要

市民参画推進局

目 次

| | | |
|-----|------------|---|
| I | 市民参画推進局の概要 | 1 |
| II | 組織と事務分掌 | 3 |
| III | 令和元年度 主要事業 | 7 |

市民参画推進局の概要

1. 局長 岡田 健二
2. 局の職員数 149 人（平成 31 年 4 月 19 日現在）

3. 令和元年度予算の概要

(1) 一般会計 予算

(単位：千円)

| 歳入 | | 歳出 | |
|------------|-----------|--------|-----------|
| 款 | 金額 | 款 | 金額 |
| 17 使用料及手数料 | 875,885 | 2 総務費 | 997,530 |
| 18 国庫支出金 | 393,266 | 3 市民費 | 5,432,077 |
| 19 県支出金 | 4,009 | 13 教育費 | 2,730,282 |
| 20 財産収入 | 159,198 | | |
| 21 寄附金 | 117,340 | | |
| 22 繰入金 | 221,882 | | |
| 24 諸収入 | 280,741 | | |
| 25 市債 | 1,166,000 | | |
| | | | |
| 歳入合計 | 3,218,321 | 歳出合計 | 9,159,889 |

市民参画推進局

市民協働課

＜総務係＞

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関する事。
- (2) 局の予算の経理に関する事。
- (3) 局の職員の安全衛生に関する事。
- (4) 局が所管する外郭団体の総合調整に関する事。
- (5) 神戸市市民参画推進局指定管理者選定評価委員会に関する事。
- (6) 協働と参画のまちづくりの推進に関する事。
- (7) 地域活動推進の仕組みづくり及び調整に関する事。
- (8) 区のまちづくりの支援及び調整に関する事。
- (9) 地域住民の自治組織等の活動の支援に関する事。
- (10) 市民の活動の調査及び研究に関する事。
- (11) 地域の集会所に対する助成等に関する事。
- (12) 神戸市市民活動補償制度に関する事。
- (13) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体に関する事。
- (14) 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する事。
- (15) 社会貢献活動の支援に関する事。
- (16) NPO法人の認証・認定に関する事。
- (17) 美しいまち推進に係る連絡及び調整に関する事。
- (18) 協働と参画のプラットフォームに関する事。
- (19) ふたば学舎（神戸市立地域人材支援センター）に関する事。
- (20) 神戸市地域活動推進委員会に関する事。
- (21) 地域コミュニティ施策の推進に係る総合的な調整に関する事。
- (22) ふれあいのまちづくりに関する事（区役所総務部まちづくり課及び北神区役所まちづくり課の所管に属するものを除く。）。
- (23) 神戸市立丸山コミュニティ・センターに関する事。

市民情報サービス課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 情報公開制度の運用に関する事。
- (3) 神戸市情報公開審査会に関する事。
- (4) 市政情報の収集、整備及び提供に関する事。
- (5) 市民の意見提出手続制度に関する事。
- (6) 個人情報保護制度の運用に関する事。
- (7) 神戸市個人情報保護審議会に関する事。
- (8) 市民相談に関する事。
- (9) 庁内案内に関する事。

住民課

＜指導係＞

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 印鑑（認可地縁団体印鑑を除く。）の登録，住民基本台帳，戸籍，出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号），日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）等に係る事務の統括，改善及び指導に関する事。
- (3) 通知カード及び個人番号カード並びに個人番号の付番に係る事務の統括，改善及び指導に関する事。
- (4) 戸籍の入力及び住民票の写し，戸籍の謄本又は抄本，証明書その他即時に処理を要する文書の作成及び郵送による交付に関する事。
- (5) 住民記録システム及び戸籍総合システムの運用に関する事。
- (6) 住民記録事務センターに関する事。
- (7) 行政キオスク端末（住民が各種証明書の交付，各種申請手続等の行政サービス等を利用するために，行政機関，民間事業者の店舗等に設置される情報端末をいう。）における証明書の交付に関する事。
- (8) 三宮証明サービスコーナーに関する事。
- (9) 住居表示制度の実施及び維持管理に関する事。
- (10) 区の区域に関する事。
- (11) 町及び字の区域及び名称に関する事。
- (12) 新たに生じた土地の確認に関する事。

三宮証明サービスコーナー（4）

男女活躍勤労課

＜勤労福祉係＞

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 勤労市民の福祉の増進に関する事。
- (3) 労働関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (4) 労働諸団体に関する事。
- (5) 技能職者の福祉対策に関する事。
- (6) 神戸市技能奨励賞選考委員会に関する事。
- (7) 神戸市勤労会館及び神戸市立勤労市民センターに関する事。
- (8) 公益財団法人神戸いきいき勤労財団に関する事。
- (9) 勤労者福祉共済制度の支援に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか，労働福祉に関する事。

＜企画係＞

- (1) 男女共同参画に係る計画の推進に関する事。
- (2) 男女共同参画に係る啓発に関する事。
- (3) 男女共同参画に係る施策の立案並びに連絡及び調整に関する事。
- (4) 男女共同参画を推進するための調査及び研究に関する事。
- (5) 婦人大学に関する事。
- (6) 神戸市男女共同参画センターに関する事。
- (7) 神戸市男女共同参画審議会に関する事。
- (8) 男女共同参画苦情処理委員に関する事。
- (9) 神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会に関する事。

男女共同参画
センター（3）

- (1) 男女共同参画センターの管理及び運営に関する事。
- (2) 講座、講演会等の実施に関する事。
- (3) 図書、記録その他の資料の情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 市民の自立支援のための相談の実施に関する事。
- (5) 市民の学習及び交流活動の支援に関する事。
- (6) 学習、研修、会議等の場を提供する事。

消費生活センター
（2）

<相談指導係>

- (1) センターの庶務に関する事。
- (2) 消費者行政に関する企画立案、連絡及び調整に関する事。
- (3) 神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する事。
- (4) 消費生活情報の収集及び提供に関する事。
- (5) 消費生活の相談及び苦情処理に関する事。
- (6) 消費者安全法（平成21年法律第50号）に関する事。
- (7) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に関する事。
- (8) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に関する事。
- (9) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に関する事。
- (10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関する事（消防局の所管に属するものを除く。）。
- (11) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に関する事。
- (12) 食品表示法（平成25年法律第70号）に関する事（保健福祉局保健所医務薬務課薬務係、東部衛生監視事務所公衆衛生係、西部衛生監視事務所公衆衛生係、北衛生監視事務所公衆衛生係、垂水衛生監視事務所公衆衛生係及び西衛生監視事務所公衆衛生係の所管に属するものを除く。）。
- (13) 物価情報の収集及び提供に関する事。

<消費者教育係>

- (1) 消費者教育及び消費生活の啓発に関する事。
- (2) 消費生活に関する調査及び研究に関する事。

<計量検査係>

- (1) 計量法（平成4年法律第51号）第2条第4項に規定する特定計量器（以下この係において「特定計量器」という。）の定期検査及び再検査に関する事。
- (2) 特定計量器の定期検査に代わる計量士による検査等に係る届出に関する事。
- (3) 計量法に規定する立入検査、指導、勧告等に関する事。
- (4) 計量法第2条第1項に規定する計量（以下この係において「計量」という。）に関する調査、研究及び啓発に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計量に関する事。

文化交流部

文化交流課

- (1) 部及び課の庶務に関する事。
- (2) 文化行政の連絡及び調整に関する事。
- (3) 市民の文化活動その他文化に係る企画、調査及び研究並びに当該活動に係る事業の実施に関する事。
- (4) 芸術文化の振興及び普及に関する事。
- (5) 神戸文化ホール、神戸アートビレッジセンター、神戸市立区民センター及び神戸文学館に関する事。
- (6) 公益財団法人神戸市民文化振興財団に関する事。
- (7) 市民の余暇活動に関する事。
- (8) 神戸市民祭協会に関する事。
- (9) 神戸市文化賞等選考委員会に関する事。
- (10) 生涯学習の振興に関する事。
- (11) 神戸市生涯学習支援センターに係る指定管理者の指定、管理運営及び事業に関する事。

スポーツ振興部

スポーツ振興課

<市民スポーツ係>

- (1) 部及び課の庶務に関する事。
- (2) スポーツの振興に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関する事。
- (3) 市民スポーツ及びレクリエーションの指導及び奨励に関する事。
- (4) 市民の健康増進に関する事。
- (5) 神戸市スポーツ推進審議会に関する事。
- (6) スポーツ推進委員に関する事。
- (7) 市民スポーツ関係団体に関する事。
- (8) 地域スポーツクラブの振興に関する事。
- (9) 神戸市立東灘体育館、神戸市立王子スポーツセンター、神戸市立中央体育館、神戸市立ポートアイランドスポーツセンター、神戸市立須磨体育館、神戸市立垂水体育館及び神戸市立西体育館並びに神戸ポートアイランドホールに関する事。
- (10) 神戸市少年団に関する事。
- (11) 神戸市立自然の家及び神戸市立洞川教育キャンプ場に関する事。
- (12) 公益財団法人神戸市スポーツ教育協会に関する事。

国際スポーツ室

- (1) 室の庶務に関する事。
- (2) 国際的なスポーツイベントの誘致、調査及び調整に関する事。

令和元年度 主要事業

①「顔の見える地域社会」の実現 (市民協働課)

「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」に基づき、多様な地域特性に応じた地域コミュニティ施策を推進する。

また、ふれあいのまちづくり事業では、ふれあいのまちづくり協議会の事務負担を軽減するため、引き続き会計事務の支援を行うとともに、地域福祉センターの新築整備、計画的な補修工事等を実施する。

さらに、学生のNPO活動への参画を促すため「神戸ソーシャルキャンパス事業」を、また、社会貢献活動を希望する人材と地域社会の課題解決に取り組む団体をつなぐ「神戸ソーシャルブリッジ事業」を実施する。

②市政情報の提供 (市民情報サービス課)

市政情報室の運営を行うほか、市役所を訪れる市民に対する庁内案内などを行い、市民の利便性の向上を図る。

また、政策案等の決定に際し市民の知恵を活かす意見提出手続制度や、情報公開制度、個人情報保護制度のより円滑で適正な運用を図るとともに、法律等の市民相談窓口を設け、市民の日常生活の中で生じるさまざまな問題に対する相談を行う。

③区役所窓口の強化 (住民課)

引越しの届出に関する複数の手続きをワンストップで受け付ける「総合窓口」について、未実施の区へ展開するとともに、戸籍の届出（出生、婚姻、離婚）に関する手続きの拡充を行う。

マイナンバーカードについては、利便性をPRするため、カードを使って住民票や戸籍謄抄本等が発行できるキオスク端末を区役所等に設置。また、利用促進のため、コンビニ交付手数料のさらなる値下げを実施する。

さらに、申請手続きにおいて、区役所等での「顔写真の無料撮影サービス」を開始し、窓口で申請手続きが可能な「申請時来庁方式」を実施することで、さらなる普及促進を図る。

④男女共同参画社会の実現と勤労者福祉の充実 (男女活躍勤労課)

「神戸市男女共同参画計画（第4次）」では、「男女の多様な働き方や生き方を認め合えるワーク・ライフ・バランス社会の実現」を重点事項としており、性別にかかわらず個人が能力と個性を發揮できるよう、男女共同参画を推進していく。

また、勤労者の福祉向上のため、神戸市勤労者福祉事業懇話会や労働諸団体との市政に関する対話などを通じ、勤労者の要望・提言を市政へ反映する。

さらに、技能職活性化策の一つとして、引き続き「技能グランプリ&フェスタ」を開催するとともに、神戸の技能職者の優れた技能「神技（かみわざ）」を広く市民に知ってもらう「きっかけ」をつくるため、写真や動画等を活用して魅力発信事業を実施する。

⑤安全・安心な消費生活の確保 （消費生活センター）

安全・安心で豊かにくらす社会を実現するため、「神戸市消費生活あんしんプラン2020」に基づいて、問題が多様化、複雑化している高齢者の消費者被害やインターネットトラブルへの対応に重点的に取り組む。

市民の意識向上のため、神戸消費者教育センターを活用した情報発信や、事業者・関係団体等と連携し、消費者のライフステージに応じた消費者教育を推進する。

⑥文化創生都市の推進 （文化交流課）

新たな芸術文化の創造とその情報発信を強化するため、本市の文化芸術に関する施策・事業の総合的な指針となるビジョンを策定するとともに、「アート・プロジェクト KOBE2019：TRANS-」を市街地西部エリアで開催し、地域の魅力紹介と賑わいづくりを通じて地域の活性化を図る。

また、フルーツコンクールの開催に向けた機運醸成や、秋の音楽祭の開催など、市民が主体となった文化活動への支援に取り組むことで、文化による市民活動・交流を深め、芸術文化の薫りあふれるまちづくりを進めるとともに、新しい神戸文化ホールや中央区における新たな文化施設の整備に向けて仕様等の検討を行う。

⑦スポーツの振興 （スポーツ振興課）

便利で快適な市民生活の実現や若年世帯の市内への人口流入促進に向け、垂水駅周辺環境整備の一環として、老朽化が進む垂水体育館および垂水勤労市民センター体育室を集約し、垂水スポーツガーデン敷地内に新体育館を整備する。

また、近年の夏の猛暑を受けた熱中症対策として、避難所に指定されている体育施設に空調設備を整備するとともに、施設の老朽化等に対応するため、ポートアイランドホール音響・照明設備等の吊物関連改修工事や、ポートアイランドスポーツセンターのエレベーター更新設計等を行う。

さらに、「感謝と友情」をテーマに第9回神戸マラソンを開催するなど、競技団体等関係機関と連携し、国際級・全国級の各種大会を市内において開催する。これにより、市民に感動を与え、スポーツや健康づくりに取り組む意欲の向上をはかるとともに、集客等による地域経済の活性化並びに、神戸のまちの魅力を世界に発信する機会とする。

⑧大規模国際スポーツイベントの開催 (国際スポーツ室)

本年度は、大規模国際スポーツイベントが3年連続で開催される「ゴールデン・スポーツイヤーズ」の初年度となるため、各大会の開催準備や機運醸成等に一層、力を入れて取り組む。

9月から始まるラグビーワールドカップ 2019™の神戸開催の成功に向け、安全対策や観客輸送の体制整備、会場整備を進めるとともに、市をあげて「おもてなし」の機運を高める。大会期間中は、ラグビーのお祭り広場である「ファンゾーン」の運営を行うほか、大会終了後を見据えたラグビーの普及啓発の取り組みを行う。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会については、ホストタウン登録国との各種交流事業を行うとともに、事前合宿の受入準備を進めるほか、引き続き、大会の機運醸成に取り組む。

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西は、本市で開催する6競技の開催準備に引き続き取り組むとともに、プロモーション活動等を積極的に行う。

また、これら3大会に続き、東アジア初開催となる世界パラ陸上競技選手権大会の2021年秋開催に向けて準備を進める。